

おおぎ司法書士事務所報酬基準表(不動産)

2018. 10. 1現在

種別	報酬額(消費税別)		備考	
所有権に関する登記	所有権保存	課税標準額が 2,000万円まで	20,000円	登録免許税は別途必要 ※課税標準額は法務局が定める基準で算出
		5,000万円まで	30,000円	
		5000万円を超えるもの	評価額×0.05%	
	所有権移転	課税標準額が 500万円まで	24,000円	登録免許税は別途必要 ※課税標準額は固定資産評価額により算出 ※持分移転登記がある場合は、15,000円を加算 ※複数管轄申請の場合は、各報酬の合計額 ※立会の場合は報酬加算あり
		1,000万円まで	28,000円	
		2,000万円まで	30,000円	
		5000万円まで	40,000円	
		1億円まで	60,000円	
		1億円を超えるもの	評価額×0.06%	
	※相続登記手続加算		5,000円	
信託登記		30,000円～	※信託契約に関する業務報酬は含まない	
決済立会時 報酬加算額	1億円まで 10億円未満 10億円以上	売価×0.1% 売価×0.05% 売価×0.03%	※取引場所に立会って、関係書類の確認、当事者の確認、 代金授受等の確認を行う業務 ※最低:10,000円 上限:500,000円	
変更、更正		20,000円～	※登記内容により報酬加算有り	
敷地権付区分建物		12,000円を加算		
筆数(個数)加算	1不動産につき	1,000円加算		
所有権以外の登記	担保権の設定 用益権の設定 債権額の増加	課税標準額が 500万円まで	20,000円	※担保権の課税標準額は債権額又は極度額により算出 ※用益権の課税標準額は固定資産評価額により算出
		1,000万円まで	28,000円	
		5,000万円まで	30,000円	
		1億円まで	40,000円	
		1億円を超えるものは 1億円までごとに	10,000円を加算	
	移転、処分		20,000円	※登記内容により報酬加算有り
	変更、更正		10,000円	※登記内容により報酬加算有り
抹消、その他		10,000円	甲区に関するもの20,000円～	
名義人住所変更		10,000円		
筆数(個数)加算	1不動産につき	1,000円加算		
附	日当交通費	福岡市内 往復3時間以内	無料	※事務職員の場合は、報酬は1/2
		往復6時間以内	実費+5,000円	
		終日	実費+20,000円	
		宿泊を伴う場合	実費+50,000円 実費+100,000円	
	抹消書類代理受領		5,000円	福岡市内
当事者事前面談		5,000円～10,000円		
登記原因証明情報作成	新規文書作成	10,000円		
	既存文書補完	5,000円	※物件の補完のみは3,000円	

帯
する
業
務

法定相続証明情報取得		10,000円	※相続登記を伴う場合は無料
本人確認情報作成	課税価格 3000万円まで	30,000円	
	課税価格 1億円まで	60,000円	
	課税価格 1億円を超えるも	100,000円	
	抹消登記の場合	20,000円	
住宅用家屋証明書		10,000円	実費別
評価証明書取得		3,000円	実費別 ※法務局での打合せの場合も含む
添付書類作成	同意書、承諾書等作成	5,000円	
登記事項証明書	3通まで	1,000円	※以後、1通200円加算
登記情報取得	3通まで	1,000円	※以後、1通200円加算
住民票、戸籍取得	1通につき	2,000円	※通数が多い場合は事前協議による。
信託契約に関する業務		200,000円～	
登記に関連する契約書作成		30,000円～	

※事案により申請形態(件数)が変わる場合がありますので、その際は費用が加算されます。
 ※登記には別途登録免許税や証明書取得のために実費、郵送料が必要となります。